

令和6年度沖縄地方最低賃金審議会
 沖縄県最低賃金専門部会委員 名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	○ ^う 上 ^え 江 ^ず 洲 ^{じゅん} 純 ^こ 子	沖縄国際大学法学部教授
	^{しま} 島 ^{ぶくろ} 袋 ^{ひで} 秀 ^{かつ} 勝	弁 護 士
	^{にし} 西 ^{むら} 村 ^お り ^い 工	弁 護 士
労働者代表委員	^{いし} 石 ^{かわ} 川 ^{しゅう} 修 ^じ 治	連合沖縄副事務局長
	^ち 知 ^{はな} 花 ^{まさる} 優	連合沖縄事務局長
	^{てる} 照 ^き 喜 ^な 名 ^{とも} 朝 ^{かず} 和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
使用者代表委員	^さ 佐 ^く 久 ^{もと} 本 ^{かず} 和 ^よ 代	沖縄県中小企業団体中央会 事務局長
	^た 田 ^{ばた} 端 ^{かず} 一 ^お 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
	^つ 津 ^は 波 ^こ 古 ^{とおる} 透	沖縄県商工会連合会 専務理事
備考	発令年月日 令和6年7月22日 任期満了日 沖縄県最低賃金専門部会が廃止されるまでの間 委員の配列は各側五十音順となっています は部会長、○は部会長代理	

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長(以下「局長」という。)又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

(実地調査並びに参考人意見聴取)

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

(委員の欠席等)

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項(第6条第6項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県最低賃金についてのすべての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行い、この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この規程は令和6年7月22日から施行する。

令和6年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
1	7.1 (大会議室)	月	1回 15:00	年間審議計画 専門部会、運小役割分担	会長、会長代理選出 地域専門部会の設置 運営小委員会の設置	地域最賃改定諮問 令6条第5項適用 年間審議日程計画				
	7.1(月) ~7.16(火)		地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/1~7/16)					専門部会委員の推薦に係る公示(7/1~7/16)		庁舎掲示板/HP に掲示
2	7.22 (大会議室)	月					1回 15:00	(地域別)部会長、部会長代理選出 実地視察・参考人聴取等の実施について		
3	7.24 ~7.26 (事業場)	水 ~ 金					2回	(地域別)事業場実地視察 左記期間において、影響率・未満率を考慮し3業種事業場程度選定の上視察予定	各側委員1名 事務局2名	
4	7.31 (大会議室)	水	2回 13:00		中賃目安伝達 最賃基礎調査結果報告 特定(産別)最賃改定の必要性について諮問	1回 14:00	委員長、委員長代理選出 特定(産別)最賃改定の 必要性に係る検討	3回 15:30	実地視察結果 参考人意見聴取	
	8.2 (大会議室)	金						4回 15:00	(地域別)額提示、調整	
6	8.5 (大会議室)	月						5回 15:00	(地域別)額調整、(結審)	
	8.5(月) ~8.20(火)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合)							
7	8.7 (大会議室)	水	3回 16:00	特定(産別)最賃専門部会 役割分担、運営について	○地賃専門部会報告(8/7専門部会で結審の場合) (全会一致でなかった場合；採決) 特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合)	2回 13:00	関係人意見聴取(概要書) 特定(産別)最賃改定の必要 性の有無についてとりまとめ	6回 14:00	(地域別)額調整予備(結審)	
	8.7(水) ~8.22(木)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7採決の場合) 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7~8/22)						(特定)専門部会委員の推薦に係る公示 (8/7~8/22)	

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会	
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題
8	8.9 (大会議室)	金	4回 16:00		○地賃専門部会報告(8/9専門部会で結審の場合) (全会一致でなかった場合；採決)			7回 14:00	(地域別)額調整予備(結審)
	8.9(金) ~8.26(月)				地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/9採決の場合)				
9	8.21 (中会議室)	水	4回 (または 5回) 9:30		異議審(8/5答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				
	8.23 (中会議室)	金			異議審(8/7答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				
	8.27 (中会議室)	火			異議審(8/9答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				
10	8.30 (大会議室)	金					1回 14:00	(産業別合同部会) 部会長、部会長代理選出 実態調査報告 審議会部会日程調整 (産業別資料説明) 新聞業 自動車(新車)小売業 各種商品小売業 糖類製造業	
11	9.6 (中会議室)	金					2回 14:00 15:30	(産業別) 額の提示 新聞業(14:00~) 自動車(新車)小売業(15:30~)	
12	9.9 (中会議室)	月					2回 14:00 15:30	(産業別) 額の提示 各種商品小売業(14:00~) 糖類製造業(15:30~)	
13	9.10 (大会議室)	火					3回 14:00	(産業別) 額の調整(結審) 新聞業	
	9.10(火) ~25(水)							特定最賃(新聞)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	
14	9.12 (中会議室)	木					3回 14:00	(産業別) 額の調整(結審) 自動車(新車)小売業	
	9.12(木) ~9.27(金)							特定最賃(自動車)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	
15	9.13 (中会議室)	金					3回 14:00	(産業別) 額の調整(結審) 各種小売業	
	9.13(金) ~9.30(月)							特定最賃(各種商品)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	
16	9.17 (中会議室)	火					3回 14:00	(産業別) 額の調整(結審) 糖類製造業	
	9.17(火) ~10.2(水)							特定最賃(糖類)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	
17	9.20.24	金火					4回 14:00~ 15:30~	(産業別) 額の調整(結審：予備日) 各業種	
18	9.25 (中会議室)	水	5回 15:00		(産業別)額調整、(採決：予備日) 専門部会で結審に至らなかった場合				
	9.25(水) ~10.10(木)							特定最賃(各業種)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示	

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
22	7.3.7 （大会議室）	金	6回 16:00		令和6年度の審議会総括について 令和7年度産業別最低賃金申出意向確認 最低賃金専門部会の廃止について その他					

令和6年度沖縄地方最低賃金審議会審議日程

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
審議会開催日程																														
開催時間																														
公示期間																														
その他																														

第1回本審開催公示(27日まで) ← 傍聴人へ通知

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
審議会開催日程	第1回本審																					第1回 専門部会	予備日		第2回 専門部会 (事業 場視察)実施予定期間						第2回 本審 第1回 運営小委 員会 第3回 専門部会
開催時間	15:00																						15:00								13:00~ 14:00~ 15:30~
公示期間																															
その他																															

地質改正諮問意見聴取公示(16日まで) ← 第2回本審開催公示(26日まで) ← 第3回本審開催公示(8月2日まで) ← 傍聴人へ通知

上記日程において3事業場程度視察

中賃目安伝達

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
審議会開催日程	予備日	第4回 専門部会			第5回 専門部会	予備日	第2回 運営小 委員会 第6回 専門部会 第3回 本審	予備日	予備日 第7回 専門部会 第4回 本審				予備日 第8回 専門部会 第4回 本審							予備日	第4回 本審 (異議審 議) (予備)(8月5日 答申の 場合)	第4回 本審 (異議審 議) (予備)(8月6日 答申の 場合)	第4回 本審 (異議審 議) (予備)(8月7日 答申の 場合)			予備日	第5回 本審 (異議審 議) (予備)(8月9日 答申の 場合)	予備日	第5回 本審 (異議審 議) (予備)(8月13日 答申の 場合)	特定最賃 第1回 産業別 専門部会 合同部会	
開催時間		15:00			15:00		13:00~ 14:00~ 16:00~		14:00~ 16:00~													9:30~	9:30~	9:30~			9:30~	9:30~	14:00~		
公示期間																															
その他																															

地質改正答申意見聴取(異議申立)公示(20日まで) ← 地質改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申立)公示(22日まで) ← 特賃改正諮問意見聴取公示 及び 専門部会委員推薦公示(22日まで) ← 傍聴人へ通知

地質改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申立)公示(26日まで) ← 旧盆

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
審議会開催日程		第1回特 賃専門部 会予備日			予備日 第5回 本審 (異議審 議) (予備 (8月20日 答申の 場合)	特定 第2回 専門部会																								
開催時間						14:00 15:30			14:00~ 15:30~	14:00~	14:00~	14:00~	14:00~				14:00~													
公示期間																														
その他																														

特定 第3回 専門部会 11日、14~16日除く

特賃(10日答申)改正答申意見聴取公示(25日まで) ← 特賃(12日)改正答申意見聴取公示(27日まで) ← 特賃(13日答申)改正答申意見聴取公示(9/30まで) ← 特賃(17日答申)改正答申意見聴取公示(10/2まで)

令和7年3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
審議会開催日程							第6回 本審			予備日																					
開催時間							16:00																								
公示期間	第6回本審開催公示(2/18~3/4末)																														
その他																															

(参考) 答申別最短発効予定日

地域別最賃

答申公示日	異議申出締切日	異議審AM	官報公示予定日	発効予定日
8月2日(金)	8月19日(月)	8月20日(火)	8月29日(木)	9月28日(土)
8月3日(土)	8月19日(月)	8月20日(火)	8月29日(木)	9月28日(土)
8月4日(日)	8月19日(月)	8月20日(火)	8月29日(木)	9月28日(土)
8月5日(月)	8月20日(火)	8月21日(水)	8月30日(金)	9月29日(日)
8月6日(火)	8月21日(水)	8月22日(木)	9月2日(月)	10月2日(水)
8月7日(水)	8月22日(木)	8月23日(金)	9月3日(火)	10月3日(木)
8月8日(木)	8月23日(金)	8月26日(月)	9月4日(水)	10月4日(金)
8月9日(金)	8月26日(月)	8月27日(火)	9月5日(木)	10月5日(土)
8月10日(土)	8月26日(月)	8月27日(火)	9月5日(木)	10月5日(土)
8月11日(日)	8月26日(月)	8月27日(火)	9月5日(木)	10月5日(土)
8月12日(月)	8月27日(火)	8月28日(水)	9月6日(金)	10月6日(日)
8月13日(火)	8月28日(水)	8月29日(木)	9月9日(月)	10月9日(水)
8月14日(水)	8月29日(木)	8月30日(金)	9月10日(火)	10月10日(木)
8月15日(木)	8月30日(金)	9月2日(月)	9月11日(水)	10月11日(金)

特定最賃

答申公示日	異議申出締切日	異議審AM	官報公示予定日	発効予定日
9月10日(火)	9月25日(水)	9月26日(木)	10月9日(水)	11月8日(金)
9月11日(水)	9月26日(木)	9月27日(金)	10月10日(木)	11月9日(土)
9月12日(木)	9月27日(金)	9月30日(月)	10月11日(金)	11月10日(日)
9月13日(金)	9月30日(月)	10月1日(火)	10月15日(火)	11月14日(木)
9月14日(土)	9月30日(月)	10月1日(火)	10月15日(火)	11月14日(木)
9月15日(日)	9月30日(月)	10月1日(火)	10月15日(火)	11月14日(木)
9月16日(月)	10月1日(火)	10月2日(水)	10月16日(水)	11月15日(金)
9月17日(火)	10月2日(水)	10月3日(木)	10月17日(木)	11月16日(土)
9月18日(水)	10月3日(木)	10月4日(金)	10月18日(金)	11月17日(日)
9月19日(木)	10月4日(金)	10月7日(月)	10月21日(月)	11月20日(水)
9月20日(金)	10月7日(月)	10月8日(火)	10月22日(火)	11月21日(木)
9月21日(土)	10月7日(月)	10月8日(火)	10月22日(火)	11月21日(木)
9月22日(日)	10月7日(月)	10月8日(火)	10月22日(火)	11月21日(木)
9月23日(月)	10月8日(火)	10月9日(水)	10月23日(水)	11月22日(金)
9月24日(火)	10月9日(水)	10月10日(木)	10月24日(木)	11月23日(土)
9月25日(水)	10月10日(木)	10月11日(金)	10月25日(金)	11月24日(日)
9月26日(木)	10月11日(金)	10月15日(火)	10月28日(月)	11月27日(水)
9月27日(金)	10月15日(火)	10月16日(水)	10月29日(火)	11月28日(木)
9月28日(土)	10月15日(火)	10月16日(水)	10月29日(火)	11月28日(木)
9月29日(日)	10月15日(火)	10月16日(水)	10月29日(火)	11月28日(木)
9月30日(月)	10月15日(火)	10月16日(水)	10月29日(火)	11月28日(木)